

日本弁護士連合会第65回定期総会報告

2014年5月30日（金）於・ホテルメトロポリタン仙台

日本弁護士連合会第65回定期総会は、2014年5月30日（金）午後0時30分から、宮城県仙台市のホテルメトロポリタン仙台において開催された。

出席者は、午後1時の時点で、本人出席が586名、代理出席が8,268名、弁護士会出席48名の合計8,902名であり、外国特別会員の出席は、本人出席0名、代理出席10名の合計10名であった。

総会は、春名一典事務総長の司会で午後0時30分から始められた。

村越進会長が開会を宣言し、次のとおり挨拶した。

議案が多く、審議時間は限られているが、充実した審議を期待している。

審議に先立ち、一言挨拶を申し上げる。2年前、仙台で定期総会の開催が予定されていた。ところが、東日本大震災が発生したため、仙台弁護士会の負担等も考慮し、開催地を大分県に変更した。それから2年、復旧・復興が進むこと仙台で、本総会を開催することができたことは、この上ない喜びである。3・11以降、既に3年経っているが、この間の東北、宮城、そして仙台の皆様のご苦勞と奮闘に心から敬意を表したい。

総会に当たり、齋藤会長を始めとする仙台弁護士会の皆様に大変な尽力をいただいた。その尽力と温かい配慮に心より御礼を申し上げる。

今、復旧・復興が進んでいると申し上げたが、3年前の5月、仙台市の荒浜地区という津波で何もなくなった所に行った。そのときの姿を昨日のように覚えている。

今朝も朝早く1人で荒浜地区に行ってきた。3年前とは随分変わったと思ったが、海岸沿いは瓦礫がなくなっただけで、全く何も変わっていない。手付かずで放置されているというような状態であった。

仙台の町は大変きれいで、3年前に大震災があったことすらもう分からない状況であるが、まだまだ復旧・復興は緒に就いたばかりで時間が止まっているような所もある。

私は、5月12日に笠間会長を始めとする福島県弁護士会の会員に大変お世話になり、福島県を訪問した。浪江町の馬場町長、川内村の遠藤村長にお会いし、話を伺った。

御存じと思うが、浪江町は、現在も全町避難を継続している状況にある。いつ故郷に戻れるのか、めどが立たない中で大変困難な厳しい避難生活が続いている。これに対して、町を挙げて東京電力に対して、損害賠償の請求をADRに申し立てている。

川内村は、除染を進め、帰還を進めているが、思うようには帰還が進んでいないということであった。3年経った今も東日本大震災の被災者、福島第一原発事故の被害者の

方が、大変な思いをしているということを改めて教えていただいた。

福島第一原発事故の原因の究明や検証すらなされず、隠されていることがまだたくさんあるという状況の中で、原発再稼働の動きが強まっている。これは、被災者・被害者にとって到底納得のいくことではないと思う。

日弁連は、昨日、ここ仙台で東京電力による原子力損害賠償紛争解決センターの和解案拒否に対する会長声明を発表した。本総会でも宣言案が審議されるが、日弁連として引き続き東日本大震災・福島第一原発事故の被災者・被害者の支援と復旧・復興支援に全力で取り組む所存である。

会長に就任して2か月が経った。この間、13名の副会長、事務総長及び6名の事務次長と心をつなげて全力で会務執行に当たってきた。5月の連休明けには、通常2日間の理事会を3日間にわたり開催し、理事の皆様にご多大な熱心な審議・討議をいただいた。

3日間の理事会で、かなり時間を割いて審議をいただいたことが五つある。順不同であるが、憲法問題及び集団的自衛権行使容認問題への対応、刑事司法改革への取組、法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会に対する対応、法曹養成制度改革、民事司法改革、総合法律支援法改正への対応である。詳細を述べる時間はないが、いずれも現在の日弁連にとって最重要議題であり、大変大きな、そして困難な課題である。日弁連が少し頑張れば何とかなる、うまくいくというような甘いものでは決してない。

執行部としては、こうした重要課題について、会員と可能な限り情報を共有し、事実認識を共通にした上で、丁寧に議論し、会内合意を築き上げて、取り組んでいきたいと考えている。

ただ一方で、物事は、日弁連の都合に合わせてはくれない。時機に遅れることなく判断し、決定していくことも求められている。また、状況は、日々刻々と動き、変化している。執行部としては、関連本部や委員会、嘱託と力を合わせ、1日1日状況を把握し、各方面や様々な関係者に働きかけ、一歩でも二歩でも事態を前に進めることに最大限の努力を傾注しているところである。

日弁連にとって永遠の課題ではあるが、リアルタイムの情報提供に努めること、そして丁寧な会内議論と行政に遅れることのない対応を両立することが求められているということを、是非理解していただきたいと思う。

また、日弁連は1人で相撲を取っているわけではない。立場と見解を全く異にする他のプレーヤーがたくさんいる。その間の対立と複雑な協議折衝により、審議会等における合意が形成されていくという現実についても是非直視していただきたいと思う。

私たちは井の中の蛙であってはならないし、独りよがりの自己満足は排さなければならないと思う。困難な課題が山積しているが、市民の理解と賛同を得て、会員と共に少しでも日弁連が望む政策の実現に近づくべく、最善を尽くす決意である。理解と支援をお願い申し上げる。

続いて正副議長の選任手続がなされ、村越会長が議長の選任方法について議場に諮ったところ、船木秀信会員（東京）から、選挙によらず、会長が指名する方法で、議長及び副議長2名を選出されたいとの動議が提出され、他に意見がなかったため、村越会長が動議を議場に諮ったところ、賛成多数で可決された。

動議可決を受けて、村越会長は、議長として浅野孝雄会員（仙台）、副議長として加藤真美会員（第二東京）及び田中伸一会員（秋田）をそれぞれ指名し、正副議長から挨拶がなされた。

議事規程第5条に基づき、村越会長から議案が提出された。

議長は、議事録署名者として、彦坂浩一会員（東京）、比佐守男会員（第一東京）及び番敦子会員（第二東京）の3名を指名した。

副議長は、議事に入る前に、発言や採決に際しての注意事項を述べ、また、本総会の議事が会則第54条第1項により公開されている旨及び傍聴者は傍聴席にて傍聴されたい旨を述べた。

議長は、議事に入る旨を宣し、議案の朗読を省略したい旨議場に諮り、異議なく承認された。

〔報告事項〕平成25年度会務報告の件

議長は、報告事項「平成25年度会務報告の件」を議題に供した。

高中正彦副会長から、「平成25年度会務報告書」に基づき、次のとおり報告がなされた。

平成25年度の会務を報告する。詳細については、平成25年度会務報告書を御覧いただきたい。なお、刑事司法改革についての取組と秘密保護法対策の取組については、本日、特別報告が予定されているのでそれに譲る。東日本大震災・福島第一原発の事故の被災者・被害者の方々の支援策、集团的自衛権等をめぐる憲法問題への取組についても、それぞれ宣言・決議案の討議に譲る。

会務報告について、4点に絞って報告する。1点目は法曹養成・法曹人口問題、2点目は弁護士の不祥事対策問題、3点目は国選付添人制度の拡大の問題、4点目は男女共同参画である。

1点目については、政府の法曹養成制度検討会議と、その後継組織である法曹養成制度改革顧問会議、自民党の司法制度調査会、公明党の法曹養成に関するプロジェクトチーム等の関係機関への対応に正に心血を注いだ1年であったと総括できると思う。

昨年の6月、法曹養成制度検討会議が法曹人口の在り方について、年間司法試験合格者3,000人という数値目標は現実性を欠くという内容の取りまとめをした。この取りまとめが、昨年7月16日、関係閣僚会議で承認されたことは記憶に新しい。閣議決定された目標の撤回は、高い壁があったが、全国の多くの会員の協力、日弁連の関係委員会の委員の大変熱心な活動によって実現した結果であった。

司法試験の受験回数制限の緩和、司法修習における導入的集合修習の実施等の成果も獲得できた。この反面、法曹志望者の減少傾向には歯止めがかかっていない。2014年度の法科大学院の入学者数は、2,272名であり、5年前の半分まで落ち込んだ。本年度執行部においても、引き続き最重要課題の一つとして、法曹養成・法曹人口問題に取り組んでいく。

2点目については、昨年の定期総会において、預り金等の取扱いに関する規程を制定し、直ちに施行した。6月には、日弁連に弁護士職務の適正化に関する委員会という不祥事問題を総合的に検討する委員会を設置し、取組を強化した。

本年2月には、弁護士職務の適正化に関する委員会から、第2次提言が提出され、理事会その他の機会を捉え、各弁護士会に不祥事の根絶を目指す取組をお願いした。様々なところで不祥事の根絶についての取組を行っている。

不祥事がこれ以上続くと、弁護士制度そのものの支えである弁護士自治にひびが入ることになりかねないため、なお一層の取組をお願い申し上げたい。

3点目については、現行の被疑者国選弁護制度と同一の対象事件にまで国選付添人制度を拡大するという少年法の改正案が、ようやく本年4月11日に成立した。

3月に成立した予算では、前年比5億1,300万円増となる5億6,900万円が計上されるに至っている。今後も日弁連の目指す全面的国選付添人制度の実現に向けて、果敢な取組を続けていきたい。

4点目の詳細は、手元資料とパンフレットを御覧いただきたい。日弁連の男女共同参画施策基本大綱により、施策の実施状況に関する年次報告を定期総会で行うことになっているため報告する。

2010年度に政府が閣議決定した第3次男女共同参画基本計画では、2020年までに弁護士における女性割合が3割になるということを期待し、女性弁護士のいない地域を減らす取組を求めている。

しかしながら、女性会員の割合は間違いなく増えてはいるものの、本年4月時点において18.1%という数値にとどまっている。女性会員がいない地裁支部は、本年3月の段階で58か所ある。また、女性の委員が1人もいない日弁連の委員会が、残念ながら本年4月時点でまだ六つある。そこで、日弁連が策定した第二次日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画において、女性弁護士へのアクセス障害と地裁支部管内の女性弁護士ゼロ地区の解消を目指し、女性弁護士による法的サービスが受けられる体制を全国で確保し、女性会員が地方で働きやすい環境や体制を具体的に整備するという目標を

立てている。

さらに、昨年12月の臨時総会で承認された育児期間中の会費免除制度の早期開始に向けた準備も進めている。なお、同じような制度が整備された弁護士会は、本年5月現在で28弁護士会に達している。昨年の同時期と比べ、1年で7会増えており、更なる取組をお願い申し上げる。

私は4月に着任したばかりであるが、昨年1年間、誠心誠意、日弁連会務に取り組んでいただいた前年度執行部の先生方に心から感謝と慰労を申し上げる。

議長は、平成25年度会務報告に関する質疑については、議案の審議の最後に一括して行う旨を宣した。

議長は、議案の審議に入る旨を宣した。

[第1号議案] 平成25年度（一般会計・特別会計）決算報告承認の件

議長は、第1号議案「平成25年度（一般会計・特別会計）決算報告承認の件」を議題に供し、横溝高至平成25年度経理委員長から、次のとおり議案の趣旨説明がなされた。

一般会計の決算から説明する。議案書を御覧いただきたい。平成25年度の収入は5億4,962万円、支出は48億8,252万円であった。その結果、平成25年度当期収支は6億6,710万円の黒字となった。前期繰越金は20億5,387万円であり、次期繰越金は27億2,098万円となった。

収入の部について説明する。会費収入は、51億7,081万円で、予算を2,481万円上回った。登録料収入は、1億1,502万円で、予算を892万円上回った。事業収入は、9,209万円で、予算を409万円上回った。諸受入金収入は、1億2,005万円で、予算より70万円少なかった。預金利息の収入は、108万円であった。雑収入は、5,054万円で、予算を1054万円上回った。

支出の部について説明する。会議費支出は、1億9,202万円であり、7,067万円の予算残となった。委員会費は、8億2,355万円の支出となった。予算は10億2,500万円であったので、執行率は80.3%、2億144万円の予算残となった。予算以上に支出が超過した委員会は、18委員会あったが、いずれも科目内流用で対処している。

弁護士職務の適正化に関する委員会に1,000万円、共謀罪法案対策本部に5万円が予算として割り当てられているが、いずれも、平成25年度予算承認後に設置されたものである。そのため委員会予備経費から充てている。

事業費の支出は、8億4,593万円であった。予算は10億円であり、1億5,406万円の予算残となった。

事務費は、22億7,000万円予算計上していたところ、弁護士職員報酬及び訴訟費が予算より支出超過となったが、いずれも科目内流用で対処した。事務費全体としては、21億7,648万円の支出であり、9,351万円の予算残となった。

次に、特別会計のうち、主な会計について説明する。退職手当積立金特別会計の事業活動収入は、利息収入58万円、一般会計からの繰入金収入1億5,000万円である。本年度の退職金の支払は、1億3,715万円であった。

会館特別会計の収入は、運営等諸収入1,059万円、利息収入523万円、一般会計からの繰入金5億8,194万円などである。一般会計からの繰入金は、会員1人当たり月額1,500円の割合で算出したものとなっている。支出は、全体として5億5,336万円となった。このうち2億円が会館の20年目の大規模修繕に向けた積立てとなっている。会館特別会計の次期繰越金は、49億8,352万円になっている。

災害復興支援基金特別会計の収入は、義捐金としての寄付金1件69万円と利息である。支出は、東日本大震災・原子力発電所事故等対策本部の活動費5,172万円である。

法律援助基金会計の収入は、特別会費収入が月額1,300円で、合計5億273万円になる。贖罪寄付金収入が8,344万円、一般会計からの繰入金が1億円あり、収入の合計は、6億8,622万円である。支出は、委託事業など合計5億4,033万円である。

少年・刑事財政基金会計の収入は、特別会費収入が月額4,200円で、合計16億2,399万円になる。支出は、初回接見費、刑事被疑者弁護援助委託事業費、少年保護事件付添援助委託事業費等合計16億6,734万円である。

最後に、日弁連ひまわり基金会計は、旧日弁連ひまわり基金会計と偏在解消事業特別会計を2013年4月1日に廃止して、この二つの特別会計の資産及び負債を引き継いで、新たに設置されたものである。収入は、特別会員収入が月額600円で、合計2億3,193万円、廃止された二つの特別会計からの繰入収入が11億4,004万円である。支出は、法律相談センター維持費や公設事務所維持費等で合計2億6,974万円である。

日弁連の全会計を通した収支であるが、合計で9億2,863万円正味財産が増加となった。おおむね健全な財政状態になっていると思う。

一般会計、特別会計の決算は、去る4月15日に行われた平成25年度の経理委員会の承認、4月21日に行われた平成25年度の監事による監査を経ていることを併せて報告する。

続いて、議長は、平成25年度監事に監査報告を求め、三浦修平成25年度監事から、

帳簿書類及び証票書類を検査し、その他必要と認めた事項について説明を求めて監査した結果、平成25年度に属する一般会計及び特別会計の収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録は、いずれも収支状況と財政状況を適正に表示しているものと認めた旨の監査報告がなされた。

議長から、質疑及び討論を一括する旨の提案がなされ、議場において異議なく承認されたことから、議長は、質疑及び討論を一括して行う旨を宣した。

議長は、質疑及び討論を希望する者がいないことを確認し、質疑及び討論を終了して採決に入る旨を宣した。挙手による採決の結果、第1号議案は賛成多数により可決された。

〔第2号議案〕平成26年度（一般会計・特別会計）予算議決の件

〔第3号議案〕平成27年度（一般会計・特別会計）4・5月分暫定予算議決の件

議長は、第2号議案「平成26年度（一般会計・特別会計）予算議決の件」及び第3号議案「平成27年度（一般会計・特別会計）4・5月分暫定予算議決の件」を一括して議題に供する旨提案し、議場において異議なく承認されたことから、一括して議題に供し、審議は一括して行うが、採決は個別に行うことを宣した。

神洋明副会長から、第2号議案「平成26年度（一般会計・特別会計）予算議決の件」及び第3号議案「平成27年度（一般会計・特別会計）4・5月分暫定予算議決の件」について次のとおり趣旨説明がなされた。

予算編成の基本方針をまず述べる。平成26年度の予算編成においては、効率的な会務の運営と健全財政の維持を基本に据えた。まず、司法の役割を大きくし、弁護士の活躍の場を広げ、身近で使いやすい司法を実現することを目指して取組を強化していく。日弁連が直面している課題は、法曹養成制度改革や刑事司法改革、憲法問題や人権問題、東日本大震災とこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故の被災者・被害者への法的支援を始め、極めて広範囲にわたっている。

また、今年度は、10月に国際法曹協会の年次総会が東京で開催される。世界の弁護士・弁護士会との交流を深め、弁護士業務の国際化を推進する上で重要な機会となることから、準備と運営を万全なものとする必要がある。

広報関係では、昨年度に制作した成果物を活用して効果的な広報を行っていく。

研修関係についても、極めて重要なことであることから引き続き多くの予算を割り当

てた。これらの諸課題に限られた予算を効果的かつ効率的に投入することにより、着実な成果を上げることが、執行部に求められていることを肝に銘じ、具体的な予算の配分をした。

次に、一般会計の予算規模について説明する。収入については、平成26年度は、56億1,213万円を計上している。平成25年度の予算との比較は、1億1,043万円の収入増を見込んでいる。

支出については、平成26年度は、平成25年度の予算との比較で、会議費を1,248万円増額して2億7,518万円とし、委員会費を320万円減額して10億2,180万円とした。事業費は、2,694万円増額して10億2,694万円とした。事務費は、平成25年度予算から2.65%増の23億3,005万円とした。その他、予備費は8,000万円を計上し、支出の全体としては56億1,097万円とした。その結果、単年度の収支では、116万円の黒字予算となる見込みである。

予算編成に当たり特に配慮した項目について説明する。日弁連の収入の大半を占める会費収入については、53億5,100万円を計上した。登録料については、本年4月から改定されたため大幅な減収となるが、司法修習終了後に登録する会員の登録料を中心に4,050万円とした。事業収入については、研修パスポートの料金優遇が拡大されたために、8,350万円と減額した。諸受入金は、外郭団体等への出向職員・嘱託弁護士の人件費回収分が主な中身であり、9,663万円を計上した。利息収入については、近時利率が低水準にとどまり運用を期待できないため、平成25年度の決算を基に100万円とした。雑収入は、会長選挙の納付金による収入がないこと等を踏まえ3,950万円とした。以上により、平成26年度の一般会計の収入としては、56億1,213万円を計上した。

次に、一般会計の支出について説明する。会議費関係は、総会について、定期総会のほかに臨時総会2回分の開催を見込んでいる。また、従前同様、理事会を月1回、2日間にわたり開催することとしている。緊急課題に迅速に対処するためのワーキンググループ等の活動の諸費用に充てるための経費として、役員協議会関係費として、必要額を計上している。

委員会費は、過去5年間の委員会活動の予決算を踏まえた事業計画を検討し、必要な予算措置を講じている。

事業費関係について説明する。平成26年度は、第57回人権擁護大会、第13回国選シンポジウム、第26回司法シンポジウムが開催される予定である。これらの大規模行事に必要な経費を計上している。

国際法曹協会の年次総会が開催される際、日弁連主催のレセプション等の開催を予定していることから、国際関係費を4,000万円に増額した。さらに、若手会員に対して同年次総会の参加費用の一部を補助するため、国際室費として必要額を計上している。

その他三つの科目を新設している。一つ目は、日弁連中小企業法律支援センター「ひ

まわりほっとダイヤル」について、中小企業等の法的支援を充実させるべく、広報活動を行うために科目を新設して3,500万円を計上した。

二つ目は、若手会員支援活動費支出、三つ目は、弁護士会シンポジウム等開催補助費支出であり、それぞれ3,000万円を計上している。

広報宣伝費は、4,000万円を割り当てているが、昨年度に比べて減額となっている。前年度は、イメージアップ広告等各種制作費を要したが、今年度は、前年度に制作したものを二次活用して広報を行っていくためのものを考えている。

事務費関係は、会長・副会長報酬、弁護士職員報酬で6億4,240万円を計上している。諸課題の対応のため弁護士職員の増員を盛り込んでいる。職員の人件費については、一層の業務拡大に応えられるように、多少の増員枠を確保した予算を組むこととした。

次に、特別会計のうち主なものを説明する。退職手当積立金特別会計は、弁護士職員及び職員の退職慰労金について、平成14年度から15年間で、会計上要支給額の全額を計上すべく積立てを行っており、例年どおり一般会計から1億5,000万円を繰り入れることとしている。

次に、会館特別会計は、毎月の一般会費から1,500円を繰り入れることになっており、平成26年度は6億100万円の繰入れを予定している。支出面については、弁護士会館の維持・管理に係る費用のほか、平成26年度は、研修総合サイト開発費用として3,700万円、会員管理を行う基幹システムの日弁連総合情報システムの改修・運用費用として2,800万円をそれぞれ計上している。

また、前年度に引き続き、会館20年目の大規模修繕費用として2億円を積み立てることとしている。

災害復興支援基金特別会計については、事務費の会議費支出は、日弁連の災害復興支援活動に充てられる費用で、このうち東日本大震災・原子力発電所事故等対策本部の会議旅費、被災地への出張旅費等として1,830万円を計上している。

次に、法律援助基金会計については、平成26年5月までは月額1,300円、同年6月からは月額1,100円の特別会費を徴収することとなっている。事務費の増加等の傾向を考慮して、一般会計から1億1,000万円の繰入れを行うこととしている。

日本司法支援センターに委託している各法律援助事業の委託経費については、事業ごとに件数に単価を乗じて算出しており、少年・刑事、難民を含めた合計で約18億2,175万円となっている。毎年2月の理事会で事業計画の承認を得た上で予算計上をしている。なお、犯罪被害者法律援助基金会計は4月1日付けで廃止され、同会計の資産と負債は法律援助基金会計に帰属した。

少年・刑事財政基金会計は、平成26年5月までは月額4,200円、同年6月からは月額3,300円の特別会費を徴収することとなっている。平成26年度の法テラスへの委託経費約18億2,175万円のうち13億1,034万円を占めている。

最後に、日弁連ひまわり基金会計については、平成25年4月1日付けで日弁連ひまわり基金会計及び偏在解消事業特別会計を廃止し、新たな本会計を設置して、廃止したそれぞれの会計の資産と負債を受け継いだ。本会計は、月額600円の特別会費収入を基に、過疎地の公設事務所及び法律相談センターの開設及び運営のための費用、研修等の費用を支出している。

平成26年度は、公設事務所については、新規開設5か所、引継ぎ20か所を想定し、その他施設賃借費等で1億2,743万円を計上している。また、法律相談センターについては、既設センター分を中心に1億3,024万円を計上している。

平成27年度の一般会計及び特別会計4・5月分の暫定予算案について説明する。暫定予算案については、従前の例に倣い便宜上平成26年度予算案の12分の2に相当する金額を予算案として計上した。同一大科目内の流用についてもお諮りしたい。

最後に、会計規則第6条によると、定期総会において予算の議決を得るときは、予算の大科目内の科目の流用について、承認を得ることができると定められている。そこでこの点についても、併せて御承認いただきたい。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

武内更一会員（東京） 「法律サービス展開本部というのは何か。何にこのお金を使うのか。」

山田秀雄副会長 「法律サービス展開本部は、今年の2月に理事会で設置され、4月から稼働している。主として、法律サービスの更なる展開、進化を図っていくということで、弁護士の活動領域の拡大に資するということが実現できればと考えている。自治体部門についてのセンター、企業内弁護士を更にサポートしていくセンター及び国際活動を更に推進していくセンターという三つのセンターに分け、それぞれ弁護士の本来持っている法律サービスの十全な進化を図っていくために設けられた展開本部である。」

官澤里美会員（仙台） 「研修を法科大学院の学生や司法修習生等に開放することは考えられないか。地方の法科大学院は展開・先端科目をそろえるのに結構苦勞する。これを開放していただくと地方の法科大学院で学ぶ者にも役に立つ。また、地方の修習地だと、いろいろな講義をそろえるのに苦勞する場合もあり得る。そういう場合にこれを開放していただくと、地方の司法修習生の勉強にも、日弁連の収入アップにも役立つが、難しいだろうか。」

古賀和孝副会長 「日弁連の研修は、弁護士が日々業務を行う中で、スキルアップすることを目的としていろいろな科目を立て、便宜に活用していただくためにeラーニン

グ等の方法を採用している。会費を元にして運営し、研修の内容によっては、参加する方に負担していただいている。収入については、弁護士登録間もない方については研修費用を頂戴しない、その後何年かの方についても、研修の費用を割引にすることを昨年からは始めており、減収となっている。法科大学院生や司法修習生への開放についても、大変有意義な提案だと考えており、今後、ケースに分けて、研修委員会、総合研修センターにて検討したい。」

並木政一会員（東京） 「日弁連の財政規模が大変大きいことがよく分かる。しかも、今期一般会計で27億円ばかりの繰越金ができたとすることで、余裕があることもよく分かる。

その中で二つほど気になる。日弁連の現預金は、100億円を優に超えるものがある。その中で利息収入100万円の計上は、いかにも少ない。もう少し違う運用があってもいいのではないかと思う。

もう1点、今、若い弁護士を中心として会費の支払に大変苦しんでいる方がたくさんいる。もう少し入会金を下げるとか、会費を下げるとか、そういった政策があってもいいだろうと思う。」

神副会長 「利息収入は、金融機関を使って支払をする際の振込料が差し引かれて残った金額である。27億円という繰越金については、若手支援のために何かをしなくてはいけないと考えている。現在、若手会員支援活動費支出ということで、新科目を設置し、3,000万円を割り当てている。

具体的には今年の夏頃に全国の若手会員に集まっていただき、意見交換会を開催したいと考えている。その他様々な活動を行って、より良い若手会員の支援団体でありたいと考えており、具体策は現在検討中である。

その他、若手法曹センターには、1,430万円の予算を割り当てている。平成25年度予算と比べると1,070万円減額となっているが、これは一部の活動を法律サービス展開本部に統合したためである。」

議長は、他に質疑がないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣した。

武内更一会員（東京） 「今日の予算案の説明が全く端折り過ぎで何も分からない。特に、本年度新しく科目を作るのであれば、その説明ぐらひは当然すべきだ。

そして、法律サービス展開本部、このお金4,580万を一体何に使うのかと聞いても、執行部は説明できないのだろうと私は考えている。

先ほど、入口でお配りした私たちのチラシの一番上の部分を是非御覧いただきながら、お聞きいただきたい。この点からも、私はこの予算案に対しては反対する。結局、この

法律サービス展開本部は、法務省にできている法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会が提言し、そこで議論されていることに対応するものである。

具体的にいうと、自治体連携センター、ひまわりキャリアサポートセンター、国際業務推進センター、この三つをこの展開本部の中に置くという話だ。一般的に弁護士業務の仕事の拡大するという話では全然ない。懇談会でも三つの分科会がある法曹有資格者の活動領域の拡大を、それぞれの分科会に対応する形で、日弁連でこの組織を作って、受け皿となってやっていこうというのがこのシステムである。

私は、先般日弁連の会長選挙に立候補し、公聴会において、有識者懇談会、法曹有資格者制度の懇談会において、法務省が出したチャートを見せながら説明した。司法研修所に入所しないで弁護士登録もしないで企業等に入っていく、そういう仕組みが書いてある。これが法曹有資格者の活動領域の拡大と言われている部分、司法研修所を経なくても、また弁護士登録をしなくても企業等に入って、法律業務の専門職となることができるといふ仕組みである。

この中に日弁連、弁護士会が継続研修を実施すると書いてある。当然日弁連がこの懇談会の分科会で、やりましょうと行って、このチャートができていると考えられる。そのためのお金というのがこれだけ掛かるわけである。

そもそも、なぜ法曹有資格者の活動領域などということを行わなければいけなくなったかといえば、結局、法科大学院、司法試験というルートを目指す若者が激減してしまっているという現実がある。

法科大学院全国統一適性試験受験者数の頭数は、当初2003年の3万5,000人というところから激減して、昨年はほとんど5,000人を切った。今年は4,000人に近づくと推計されている。そうすると、この受験者数がほぼ4,000人、先ほど出たが、法科大学院入学者が今年は2,272人であったと。この状態は、法科大学院を、法曹志望者が見限っているということを示している。

予備試験の実受験者数は、右肩上がりである。今年は、1万2,000人になったと言われている。法曹を志望する若者は、まだまだいる。しかし、その人たちは、法科大学院を通過して法曹になろうということは諦め、見限っている。当然だ。あまりにも多額のお金が掛かり、カリキュラムを詰め込まれて、実際の仕事に出るまでにどれだけのものが身に付くかという法科大学院。しかもそこを通過していけば多額の負担が、借金が生じる。今年東京弁護士会に入会した約200人のうち、10人が1,000万円以上の借金を負って弁護士登録をした。全国になるとその4倍ぐらいの人が1,000万円の借金を負っている。しかも、その下の800万円、900万円、700万円という借金を負った人も大勢いる。こんな借金を負って、今の弁護士の経済情勢で弁護士になってお金を返していけるだろうか。そんなところに有為な人材が来るわけがない。受験者、さらには一般国民からも法科大学院は見限られたと断定してよいと思う。

この制度を無理やり維持するために考えついたのが法曹有資格者という仕組みだ。

正に、政府・財界が望む企業、国、そして自治体、そういうものの利益を最優先する法律家群を作ろうというのが、今やっていることだ。このようなものを許してしまえば、日弁連に属さない法律在野専門家群ができてしまう。彼らを監督するのは当然法務省だ。正に、もう一つの日弁連、対権力、独立した日弁連ではなくて、自治もない、そういう法律家群が生まれていく。

弁護士は、これに対して敵対物になっていく。そんなものを維持するため、養成するために私たちの会費が使われていく。とんでもないことだ。司法改革の結果というのは、結局、政府、経済界の思うようになる法律家群を作っていく、激増させる、それが彼らの狙いだということが極めてはっきりした。

経済同友会は、もっとでたらめを言っている。司法試験合格者年間3,000人を維持しろと、そして予備試験も廃止しろと。さらに、司法研修所をなくして、特に裁判官と検察官の養成機関に特化しろということまで言っている。全くこれまでの弁護士、法曹の養成システムと違うもの、それが、この間一貫して行われてきた司法改革である。この予算案については、絶対反対する。」

議長は、他に討論がないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨宣した。

まず第2号議案の採決が行われ、原案及び同一大科目内の科目相互間の流用の件が諮られ、挙手により賛成多数で可決された。

続いて第3号議案の採決が行われ、原案及び同一大科目内の科目相互間の流用の件が諮られ、挙手により賛成多数で可決された。

〔第4号議案〕 綱紀委員会委員及び綱紀審査会委員選任を理事会に一任する件

議長は、第4号議案「綱紀委員会委員及び綱紀審査会委員選任を理事会に一任する件」を議題に供した。

高中副会長から、第4号議案について、平成27年3月31日に任期が満了する綱紀委員会委員のうち13名及び綱紀審査会委員のうち5名の後任の選任について、本総会後に開催される理事会に一任し、その選任をもって本総会の選任とすること及び選任された委員がその任期中に欠けた場合の補充選任についても同様に理事会に一任することを提案する旨の趣旨説明がなされた。

その後、議長から質疑、討論を省略する旨の提案がなされ、議場において異議なく承認されたことから、直ちに挙手による採決に入ったところ、第4号議案は賛成多数によ

り可決された。

[第5号議案] 全国弁護士会災害復興の支援に関する規程（会規第53号）中一部改正の件

議長は、第5号議案「全国弁護士会災害復興の支援に関する規程（会規第53号）中一部改正の件」を議題に供した。

内田正之副会長から、第5号議案「全国弁護士会災害復興の支援に関する規程（会規第53号）中一部改正の件」について次のとおり趣旨説明がなされた。

震災発生以来、全国の弁護士会連合会、弁護士会、そして弁護士の皆様方から受けた種々の御支援に対し、改めて深く御礼申し上げる。

全国弁護士会災害復興の支援に関する規程は、平成15年に制定された。それ以降の災害、とりわけ東日本大震災を踏まえ、今後の大規模な災害発生時に備え、被災地弁護士会の活動を支援するための体制を一層強固なものとして、被災地の市民、住民の人権を擁護することを目的として、本規程の改正を提案する。

併せて、これまでの日弁連規程との統一に伴う字句の修正も提案する。

議長から、質疑及び討論を一括する旨の提案がなされ、議場において異議なく承認されたことから、議長は、質疑及び討論を一括して行う旨を宣した。

議長は、質疑及び討論がないことを確認し、質疑及び討論を終了して採決に入る旨宣した。挙手による採決の結果、第5号議案は賛成多数により可決された。

[第6号議案] 会則中一部改正（第17条及び第18条・弁護士名簿の電磁的記録）の件

[第7号議案] 外国特別会員基本規程（会規第25号）中一部改正の件

[第8号議案] 弁護士法人規程（会規第47号）中一部改正の件

[第9号議案] 外国法共同事業に関する規程（会規第72号）中一部改正の件

[第10号議案] 法律事務所等の名称等に関する規程（会規第75号）中一部改正の件

[第11号議案] 外国法事務弁護士事務所の名称に関する規程（会規第76号）中一部改正の件

議長は、第6号議案「会則中一部改正（第17条及び第18条・弁護士名簿の電磁的記録）の件」、第7号議案「外国特別会員基本規程（会規第25号）中一部改正の件」、第8号議案「弁護士法人規程（会規第47号）中一部改正の件」、第9号議案「外国法共同事業に関する規程（会規第72号）中一部改正の件」、第10号議案「法律事務所等の名称等に関する規程（会規第75号）中一部改正の件」及び第11号議案「外国法事務弁護士事務所の名称に関する規程（会規第76号）中一部改正の件」を一括して議題に供する旨提案し、議場において異議なく承認されたことから、一括して議題に供し、審議は一括して行うが、採決は個別に行うことを宣した。なお、第7号議案、第9号議案及び第11号議案については外国特別会員も議決権を行使できる旨が説明された。

高中副会長から第6号議案「会則中一部改正（第17条及び第18条・弁護士名簿の電磁的記録）の件」、第7号議案「外国特別会員基本規程（会規第25号）中一部改正の件」、第8号議案「弁護士法人規程（会規第47号）中一部改正の件」、第9号議案「外国法共同事業に関する規程（会規第72号）中一部改正の件」、第10号議案「法律事務所等の名称等に関する規程（会規第75号）中一部改正の件」及び第11号議案「外国法事務弁護士事務所の名称に関する規程（会規第76号）中一部改正の件」について次のとおり趣旨説明がなされた。

この議案は一言で言うと、いわゆる弁護士名簿の電子化である。従前は、紙媒体、紙のカード式で弁護士名簿を調製していたが、戸籍あるいは登記簿にもあるように、電子化するものである。会則第17条に第2項を新設した。外国特別会員基本規程、弁護士法人規程及び外国法共同事業に関する規程は、同趣旨の改正である。

法律事務所等の名称等に関する規程及び外国法事務弁護士事務所の名称に関する規程は、記載又は記録という文言が入る改正である。

議長から、質疑及び討論を一括する旨の提案がなされ、議場において異議なく承認されたことから、議長は、質疑及び討論を一括して行う旨を宣した。

議長は、質疑及び討論がないことを確認し、質疑及び討論を終了して採決に入る旨宣した。

まず、第6号議案の採決が行われ、挙手による採決の結果、第6号議案は出席者の3分の2以上の賛成多数により可決された。

次に議長により外国特別会員にも議決権がある旨が確認された上で第7号議案の採決が行われ、挙手により賛成多数で可決された。

続いて、第8号議案の採決が行われ、挙手により賛成多数で可決された。

続いて、議長により外国特別会員にも議決権がある旨が確認された上で第9号議案の採決が行われ、挙手により賛成多数で可決された。

続いて、第10号議案の採決が行われ、挙手により賛成多数で可決された。

続いて、議長により外国特別会員にも議決権がある旨が確認された上で第11号議案の採決が行われ、挙手により賛成多数で可決された。

[第12号議案] 第66回定期総会開催地を東京都に決定する件

議長は、第12号議案「第66回定期総会開催地を東京都に決定する件」を議題に供した。

山田副会長から、第12号議案の趣旨説明として、第66回定期総会の開催地を東京都とする旨の提案があった。

その後、議長から質疑、討論を省略する旨の提案がなされ、議場において異議なく承認されたことから、直ちに挙手による採決に入ったところ、第12号議案は賛成多数で可決された。

[第13号議案] 宣言・決議の件「東日本大震災・福島第一原子力発電所事故の被災者・被害者の基本的人権を回復し、脱原発の実現を目指す宣言(案)」

議長は、第13号議案「宣言・決議の件」のうち、「東日本大震災・福島第一原子力発電所事故の被災者・被害者の基本的人権を回復し、脱原発の実現を目指す宣言(案)」を議題に供した。

内田副会長から次のとおり趣旨説明がなされた。

日弁連が、東日本大震災・福島第一原子力発電所事故に関して、いわゆる災害復興宣言を出すのは今日が3回目となる。宣言においては、宣言本文の最初の段落において改めて被災の状況を確認した上で、次の段落においてこれまで日弁連が災害復興の支援のために活動してきた活動内容を概括的に記載し、次の段落で、今後とも日弁連としては復旧・復興が憲法の保障する基本的人権を回復するための人間の復興であることを改めて確認し、今後も歩みを止めることなく、被災地の復旧・復興に取り組むことを改めて宣言すること、とりわけ、次の六つの点、震災関連死の問題、円滑な用地取得の構築、

復興まちづくりにおける住民意思の反映、被災ローン減免制度の運用改善と今後の災害に備えた制度設計の見直し、福島第一原子力発電所事故による被害の完全回復、原子力推進政策の抜本的見直しと原子力発電と核燃料サイクルからの撤退について取り組む決意であることを述べている。

議長は、質疑に入ることを宣した。

議長は、質疑がないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣した。

瀧上明会員（岩手） 「私は、岩手県沿岸南部の釜石市に事務所を置き、復興支援活動を続けている。今回の震災においては、被災地に多くの支援を賜った。この場を借りて御礼を申し上げる。

本宣言案について、被災地で活動する弁護士の立場から賛成する。

第1の震災関連死の合理的かつ公平な認定については、被災者の死が適切に震災関連死と認定されるか否かは、遺族にとって経済的な観点のみならず、その死の意味を受け入れることにおいても非常に重要である。

第2の円滑な用地取得制度の構築については、用地取得は、被災者の住まいの確保という生活再建の第一歩に直結する事柄であり、また被災地のまちづくりの在り方にも大きく影響する。自治体による円滑・迅速な用地取得を可能とすることは、喫緊の課題である。

第3に、復興まちづくりにおける住民意思の反映については、自治体が復興事業の速やかな進展を急ぐあまり、住民の意思の形成、集約が十分に行われていない疑いのある例を見聞している。その一方で、様々な分野の専門家が、住民の意思形成や集約に参加することで、自治体に対して住民の意思を表明し、復興事業に反映させることができた例も見た。日弁連においては、今後も被災地の復興事業が住民の意思を反映しているかを注視するとともに、引き続き被災地の住民の意思の形成、集約、表明の過程において支援を賜りたいと考える。

第4に、被災ローン減免制度の運用改善と今後の災害に備えた制度設計の見直しについては、今回の震災において、被災ローン減免制度が十分に機能していなかったことは明白である。

被災地の復興は、未だ緒に就いたばかりである。今後も、日弁連の支援を賜りたく、本宣言案の賛成意見を述べた。」

及川智志会員（千葉県） 「一部反対する。宣言案第6の第2項について、既設の原発について、原子力規制委員会が新たに策定した規制基準では、安全は確保されないの、運転は認めずということだが、他の基準で安全が確保されたと認められれば、運転

が認められるように読めるし、それ以外に、運転すれば放射性廃棄物が当然発生してくるという問題もあることから、既設の原発について、即時に全て廃止することとしていただきたい。」

渡邊純会員（福島県） 「東日本大震災と原発事故の被災地である福島県弁護士会の会員として、本宣言案に賛成の立場から意見を述べる。

福島第一原発事故は、未曾有の被害を福島県内外にもたらした。低線量被曝の健康影響については様々な知見があり、汚染地域の住民は、先の見通しが見えない中、長期間にわたって健康影響を心配しながら生活することを余儀なくされている。このような事故を引き起こし、深刻かつ甚大な被害をもたらした東京電力が、完全な賠償を行うのは当然のことである。

しかし、和解仲介の申立てをして和解案が出ても、東京電力が不当に和解案の受諾を遅延し、拒否するケースが見られる。こういうことが行われるのは、和解案に片面的裁定機能がないからであり、完全な賠償を求めていくという意味では、片面的裁定機能の付与は不可欠であると考えます。

今回の原発事故は、一たび原発が事故を起こせば、広範な地域に回復困難な甚大な被害をもたらすことを明らかにした。もう二度と私たちのような被害者を生みだしてほしくないということは、被害者の共通の願いである。この願いを実現するためには、原発推進政策の見直しと脱原発への舵取りが不可欠であると考えます。本宣言案は、原発事故被害者の要求に合うものであり、賛成します。

最後に、震災原発事故の被災者・被害者及び福島県弁護士会に対して、全国から寄せられた支援に心から感謝を申し上げます。」

森川文人会員（第二東京） 「本宣言案の第6は、昨年の人権大会に沿うものであり、これに賛成しないという理由ではなく、議論・討論が不十分という理由で、意見を述べる。

私も2011年の5月、仙台、石巻、女川を有志の弁護士と一緒に回った。本当に信じられないような光景が広がっていた。そして、福島では3・11以降、3年間、多くの人たちが毎年原発反対の集会とデモを行っている。弁護士も多くが参加している。

先ほど、会長からなかなか帰還が進まないという話があったが、我々は帰還を進める立場に立つべきではないということを確認したい。いまだ、原発事故は終息していない。

政府は、漫画「美味しんぼ」の中で鼻血の描写があったからといって、総理大臣までが嘔みついている。根拠のない風評を払拭するということを言っている。根拠のない風評というのは、どういう根拠があるのだ。

我々は、この福島の現実から目を背けてはいけないと思う。常磐線を福島原発から20キロ圏内にある竜田まで延伸しようとしたのに対して、JRの労働者がストライキを

起こした。放射能で危険な地域まで鉄道を伸ばす。無理やり帰還を強制し、原発事故はなかったことにするというを目的としている。多くの住民がこの労働組合の闘いに賛同し、一緒に闘っている。

このテーマで宣言は3回目かもしれないが、2011年の5月の総会では、段階的に廃止するとか、10年以内にできるだけ速やかに廃止するとか、そんなことしか言っていない。

それを私たち会員、そして大衆が原発は絶対いらない、放射能と人類は共存できないということ、確信を持って闘って、そして押し込んできた。これが現実だと思う。

にもかかわらず政府は、原発を輸出しよう、そして再稼働しようとしている。私たちの取組はまだまだ、私の取組も不十分かもしれない。しかし、みんなで現実を確認して、しっかりと原発、全原発廃止に向かって闘うことを確認していきたい。

弁護士会は、ただ宣言するのではなく、具体的な福島の実態に向かう、そういう取組をしていくこと、何よりも目を背けさせようとする政府と対決することをいとわない、きちっと闘うということ、多くの福島の人たち、国民と一緒に頑張っていきたいと思う。」

議長は、他に討論がないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨宣した。

挙手による採決の結果、第13号議案 宣言・決議の件「東日本大震災・福島第一原子力発電所事故の被災者・被害者の基本的人権を回復し、脱原発の実現を目指す宣言(案)」は、賛成多数により可決された。

【第13号議案】 宣言・決議の件「重ねて集団的自衛権の行使容認に反対し、立憲主義の意義を確認する決議(案)」

議長は、第13号議案のうち「重ねて集団的自衛権の行使容認に反対し、立憲主義の意義を確認する決議(案)」を議題に供した。

水地啓子副会長から、次のとおり趣旨説明がなされた。

日弁連では、昨年の定期総会においても集団的自衛権の行使容認に反対する決議を採択し、政府が憲法第9条の下で許される自衛権の発動についてのこれまでの確立した解釈、すなわち第1に我が国に対する急迫不正の侵害、武力攻撃が存在すること、第2にこの攻撃を廃除するため、他の適当な手段がないこと、第3に自衛権行使の方法が必要最小限度の実力にとどまることが必要であるという確立した政府の解釈を閣議決定又

は法律の制定によって変更して、我が国が直接武力攻撃を受けていない場合にも、実力をもって阻止する権利である集団的自衛権の行使を容認しようとしていることに対して、強く反対を表明した。

集団的自衛権の行使容認に反対する日弁連のこれまでの意見表明については、提案理由の第1で詳しく述べている。また、各弁護士会においても昨年来、集団的自衛権の行使容認に反対する会長声明、あるいは決議等が採択されている。

現政権の集団的自衛権の行使容認に向けた一連の動きについては、提案理由の第2で詳しく述べている。今月15日には、首相は、自らの私的諮問機関である安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会、いわゆる安保法制懇の報告を受け、我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性のあるときには、限定的に集団的自衛権を行使することが許されるという考え方について、今後更に研究を進め、その上で憲法解釈の変更が必要と判断されれば、閣議決定を行うという基本的方向性を示した。

しかしながら、集団的自衛権の行使容認の可否について国民の意思を直接問う手順を経ることもなく、内閣の判断で行うことは、立憲主義を根本から否定するものである。立憲主義を否定することは、すなわち個人の尊重と人権保障という基本原理を根本から否定するもので、到底容認することはできない。

我が国において、憲法上集団的自衛権を行使することはできないという政府解釈は、長期にわたって維持され、定着しており、これによって我が国の国家としての基本原理である恒久平和主義の現実的枠組みが形成され、安定性が保持されてきた。

集団的自衛権の行使容認は、これまで政府解釈により自衛権の発動が認められるとする三つの要件のうちの第1、我が国に対する急迫不正の侵害が存在するという要件を欠くものであり、これを変更するというのであれば、国民的議論を尽くすことが必要である。

また、集団的自衛権の行使容認について、仮に何らかの限定を付して認めるのだとしても、そもそも限定を付すということが可能であるとしても、自衛権行使についての根本的な考え方を変更するもので、立憲主義に反し認められないことは同様であると考えられる。

日本国憲法は、前文で全世界の人々の平和に生きる権利を実現するための具体的規範たる平和的生存権を定め、第9条では一切の武力による威嚇・武力行使を放棄しただけでなく、第2項において全戦力の不保持、交戦権の否定を規定している。これは、軍事力によらない徹底した恒久平和主義を実現しようとするもので、世界に誇り得る先駆的意義を有する。

これについては、日弁連では2005年の第48回人権擁護大会の宣言でも確認しているところであり、本決議案は、このような憲法の徹底した恒久平和主義の下での外交・防衛政策は、軍事力によらず、あくまでも平和的方法による国際的な安全保障の実現でなくてはならないとするものである。

本決議案は、世界各国が相互に密接な経済的依存関係を有する今日においては、平和の方法による共通の安全保障を追求することこそが、現実的であるとするものである。

以上のとおり、本決議案は、政府が憲法解釈の変更によって集団的自衛権の行使を容認しようとすることに對し、立憲主義に違反し、徹底した恒久平和主義と平和的生存権をないがしろにするものであるとして、強く反対するものである。

昨年の定期総会に引き続き同趣旨の決議を求めるものであるが、集団的自衛権の行使容認に向けての正に切迫した情勢に鑑み、本決議案を提案する。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

安永宏会員（佐賀県） 「一昨年5月の日弁連理事会において、秘密保全法制定反対決議の案が、宇都宮執行部から提案された。そのとき、私が我が国の国防とか軍事について、日弁連は、秘密は存在しないという前提なのか、それとも秘密は存在するという考えはあるのかと尋ねると、担当副会長は明確に、国防とか軍事については、機密は存在するという答えだった。宇都宮会長もはっきりと国防・軍事については、我が国において秘密は存在するという答えだった。なぜ、国家秘密法に現在反対するかと言えば、それは立法事実がないから必要はないという答えであった。

私はその点に関して、日弁連はそういう前提だという理解をしたので、それを踏まえて、質問する。

もし中国が尖閣諸島の占領にかかってきたとき、我が国の自衛隊はこれに抵抗することができるのか。ここで言う抵抗とは、文字どおり戦争である。敗戦ということになった場合に、尖閣諸島を取り戻すために、アメリカに支援を求めることはできるのか。日弁連執行部は、結論を出した上でこの提案をしているのかどうか。」

水地副会長 「対応について、日弁連として個別の方向性、考え方を示したことは今までない。日弁連という団体の性格からして、示すべきであるか否かということも、問題があるところであろうかと思うが、今御質問いただいたようなことについて検討することは必要であると考えており、現在でも憲法問題対策本部で研究等をしている。もっとも、今どのように考えるかということをお答えすることは、適切ではないと考えている。」

安永会員 「全く納得できない。納得できないというより、理解できない。今そこにある危機・危険を目の前にして、具体的にどういった対処をするのかということは別のことだということで、ただ抽象的な議論だけをしようというわけか。」

議長 「執行部のほうでは、これ以上答弁はないとのことなので、御了解いただきたい。」

議長は、他に質疑がないことを確認した上、質疑を打ち切り、討論に入る旨を宣した。

十河弘会員（仙台） 「賛成する立場から、意見を申し上げる。この間報道されてきた首相の言動からすると、首相の本音は憲法第9条を改正して、海外で外国のためにでも戦争ができるようにするという事にあることは明らかである。

先の大戦の多大な犠牲と痛切な反省を踏まえて、日本国憲法は徹底した平和主義を貫き第9条を定めた。もしどうしても戦争をできる国にしたいのであれば、憲法第96条で改正手続を踏んで改正するのが筋だが、正規の改正手続では第9条改正の実現は難しいと思われる。そのような状況を認識してか、昨年首相らは、憲法第96条の憲法改正手続のほうを先行して改正しようと企てた。

日弁連や各地の弁護士会も素早く反対運動を展開した。すると首相らは、第96条先行改正論を引っ込めて、第9条の解釈改憲、集団的自衛権の解釈による容認を持ち出してきた。これは第9条の空文化を狙った2度目の姑息な画策であると指摘せざるを得ない。しかも、首相は、憲法を無視してでもやりたいと、すなわち海外での武力行使を容認させようとする前のめりの姿勢が顕著である。

正に、権力が暴走するということが現実化している。国家権力を憲法によって制限し、人権を擁護するという立憲主義に反する事態である。

人権擁護を任務とする弁護士・弁護士会は、今こそ立憲主義を破壊するこのような動きに対して、断固とした反対の意見を表明し、行動を起こすべきである。第96条先行改正論の動きを萎ませたように、今回の動きもしっかりと阻止しなければならない。本決議案は、日弁連の決意を示すものとしてふさわしいと考える。

私の所属する仙台弁護士会でも立憲主義、平和主義の危機に対しては、数々の声明を公表しただけではなく、街頭宣伝等市民にアピールする行動を強化している。是非、本日、本決議案を圧倒的多数で可決し、日弁連としても、立憲主義と平和主義を守り抜く活動を幅広く展開していただきたい。」

岩村智文会員（横浜） 「決議案に『我が国が直接武力攻撃を受けていない場合に問題になる集団的自衛権の行使は、その範囲を超えるものとして憲法上許されないとしてきた』とあるが、『その範囲を超えるものとして』というのを削除していただきたい。

なぜかと言うと、私は先日、元内閣法制局長官であった阪田氏と政府の憲法解釈ということで対談をした。阪田氏の書いた『政府の憲法解釈』を是非読んでほしい。そこに自衛権行使の3要件が書いてあり、この3要件を前提に、憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、これが決議案の本文に利用されている。この文言を利用して、今首相になっている安倍さんが、国会議員のときに、我が国を防衛するために必要

最小限度の範囲にとどまると言っているから、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲なら集団的自衛権も許されるねと国会で質問している。今、安保法制懇等は、盛んに、必要最小限度の範囲だと言っている。

これに対して、当時の内閣法制局長官は何と答えたか。これが大事だ。自衛権の3要件のうち、集団的自衛権の場合は、我が国に対する急迫不正の侵害が存在していないから許されないですと答えている。集団的自衛権の行使は、その範囲を超えるものとして憲法上許されないものと政府がして、などということをやったら、引用間違いである。

だから、私は、その範囲を超えるものとしてというのは削除する。この決議には大賛成だが、このままだったら反対する。」

水地副会長 「政府の回答してきた言葉自体を引用しているものであり、そういう意味では直してしまうことは、不適切であると思っている。

日弁連としての考え方は、先ほど説明したとおり、要件の一つを欠くものであるから認めることはできないというものであり、意見として違うところはないと思う。」

岩村会員（横浜） 「このままにはいけない。我が国に対する急迫不正の侵害がないというのが一番大事だ。

世の中の人々は、必要最小限度の意味をごちゃ混ぜにして理解をして、政府の憲法解釈を正しく理解していないというのが、元の内閣法制局長官らが言っていることだ。

私は、政府に賛成はしていないが、政府が言っていることを正しく理解するのは、弁護士として当たり前だ。」

議長 「修正意見ということではなくて、御意見を伺うということによろしいでしょうか。」

岩村会員「それで結構です。」

末永汎本会員（山口県） 「反対の立場から述べる。私は、法理論だけであれば集団的自衛権は容認しろという立場であるが、自民党の高村副総裁は、限定的ということをやった。

今、世界の論説の中で、高村理論と言われているが、これに反対というのは、中国と韓国の新聞社だけである。

日弁連は、今から他の国がみんな賛成していて、中国と韓国だけが反対している内容の決議案を議決しようとしている。その責任は重いと思っていただきたい。

昭和40年代、昭和50年代、日弁連はある意味で政府筋から相手にされなくなった。「何でも反対日弁連」と揶揄されていた。今からそういう方向にもう一回帰る覚悟はあ

るのか。

最後に、個人的なことを申し上げますと、私の父親は、昭和20年に戦死した。昭和34年の砂川判決は、私の大学2年のときだった。私は、いろいろな立場、潮目を何十年もたどってきた。

中国との間のいろいろな民事の問題、盗まれた仏像を返してこない問題、こういう問題こそ法律家である我々が意見を述べるべきことではないか。」

宮腰直子会員（千葉県） 「賛成の立場から述べる。私は、司法改革が実施され始めた2001年10月に弁護士登録をした。司法研修所で2回試験の最中、アメリカの同時多発テロが起きた。同時多発テロの後、しばらくの間、社会の雰囲気は、卑劣なテロ撲滅のため、日本は米国の軍事行動に協力すべきだという方向に流されていくようで、違和感を持ち不安を感じた。

また、弁護士としての第一歩を踏み出すときに、この情勢に自分はどのように向き合っていくべきなのかと考えた。個人を尊重し、人権を擁護するために憲法で権力を縛る。このことこそ、弁護士として歩む上での大きな指針だと実感した。

弁護士登録以来、微力ながらも憲法を少しでもたくさんの人に知ってもらおうと努力している。憲法に関心を持つ人は、今の政治情勢に大きな不安を持っている。無関心に見える人の中にも、政府のやり方に漠然とした違和感を持ちながら、その違和感をうまく説明できず、そのままやり過ごしているという人は、大勢いると思う。

そのような中、日弁連が繰り返し立憲主義に立脚した意見を示すことは、非常に大切なことだ。本決議案は、立憲主義を広め深めるための大きな力になると思う。是非、この決議を満場一致で採択し、多くの人にこれを伝えていきたい。

もう一つ、紛争解決の方法を武力に頼るのか、平和的手段を発展させていくのか、日本国憲法第9条の平和主義は、自衛隊の問題であるだけではなく、平和的紛争解決のプロフェッショナルである弁護士自身の問題でもあるのではないかと思う。

本決議案において憲法第9条の恒久的平和主義を尊重し、集団的自衛権の行使容認に強く反対することは、平和的紛争解決のプロ集団である日弁連の責務だと思う。その点からも、本日の総会でこの決議を採択することの意義は大きいと思う。

最後に、この決議を上げるだけで終わらせない取組が必要だと思う。

日弁連の決議は、単位会への推進力にもなる。是非この決議を採択して、地元の活動につなげていきたいと思う。」

大倉浩会員（埼玉） 「賛成の立場から述べる。私は、埼玉弁護士会の会長になるに当たって、法曹養成問題、憲法の平和主義の堅持を、二つの使命とした。

この6月9日には、弁護士を含め数百人のパレードを予定している。7月31日には集団的自衛権を認めることはノーだという市民集会を予定している。

今市民は、こういう集会にもものすごく集まってくださる。日弁連のこの意見を通すのは無論のこと、各単位会が、皆さんが力を合わせて反対することで、この集団的自衛権の行使容認が通らないように、村越会長と共に、全身全霊を尽くす所存である。」

安永会員 「反対の立場から述べる。先ほど執行部の答えは、この問題については、具体的なことを想定した形の答えはないということだった。この手の議論について、地球の裏側まで自衛隊を送るのかというような話がされるが、そういう差し当たり目の前で起こりそうなことではないことよりも、今現実には東シナ海で起こっている出来事について、もっと大きな関心を持っていただきたい。

我々の住む西九州、福岡、佐賀、長崎の3県は玄界灘に面する。とりわけ佐賀県は、2000年来、中国や朝鮮との間の関係では、愛憎ない交ぜになった複雑な二つの感情を持つ。それだけに今尖閣諸島で行われている中国の侵略行為、侵略意図を隠そうともしないあの露骨な行為に対して、極めて大きな危機感を持つ。

日弁連は、地球の裏側まで自衛隊を送るかどうかというような話よりも、今現実には中国が日本に仕掛けてきている行為に対して、むしろ抗議をするという決議をしてこそ当たり前だと思う。」

高山俊吉会員（東京） 「ちょうど半月前に、首相が安保法制懇の報告を受けて、基本的方向性、そういう論を立てた。安保法制懇の5月15日の報告というのは、戦争の思想だ。そして、それを受け止めた首相も戦争の思想だ。新聞は、戦争だ、そしてこの国は今戦争なんだと、こういう議論になった。

尖閣の議論をやろうじゃないかとどなたかが言った。本当にそれは大事なことだ。今一体何が起きているか。尖閣は日本の領土だと言い出したのは日本だ。私は、中国のやっていることを何から何まで全部いいと言うつもりはないが、尖閣の問題というならば、あれは火をつけたのは日本だ。その問題に責任を取らなければいけないのは、この国の政府だ。そして、いかにも戦争が起きるように言っている。

あの基本的方向の説明のときに、御覧になったでしょう。150万人の日本人が突然紛争に巻き込まれたらどうするかと言った。150万人の日本人が突然紛争に巻き込まれるなどということはない。あの日揮の事件を取り上げたって、危険な状況は前から言われていた。その危険の状況は何かといったら、民族の独立の運動だったり、フランスの経済がどんどんアフリカに侵略している状況にアフリカの人々が闘いに立ち上がっているという状況があったということだ。

そういう状況の中で、もし日本が戦争するとなったら、日本が進出していくその企業を防衛するための戦争になる。そういう戦争をやりたいんだ。それを許してはいけない。

私は、このまま閣議決定がされ、そして国会もその方向に行くことを私たちが許していいのかどうかを聞きたい。今日586人の会員がいるそうだが、586人の皆さん、

一緒にこの問題を考えようではないか。そして、この問題について、自分自身がどう責任を取っていくかということを実際に考えようではないか。

今日の朝日新聞の社会面だったと思うが、すき家というファストフードの店の非正規の労働者がストライキをやる、夜中に何から何まで1人でやらせるということはたまらないと言った。したり顔の学者が出てきて、非正規の労働者やアルバイトにはストライキの権限はないとか何とかつまらないことを言っていたけれど、そういう声が出てくる情勢になっているということだ。食うや食わずの人たちが多くなってきた。弁護士の中にも食うや食わずが出てきた。こういうときに何が生まれてくるかということ、戦争をやるんじゃないかという声だ。実際、戦前はそうやって戦争になっていった。

戦前の弁護士の協会も治安維持法に反対をし、そして戦争政策に反対をした時期もあった。しかし、その後、関東軍のあの中国侵略に対して、弁護士会が感謝決議を出して、ついには戦闘機を贈与するところまでやった。

この決議案を見てもらいたい。このような憲法の基本原理に関わるというところに続く文章だ。この変更を国民の意思を直接問う手続を経ることもなくやってはいけなく書いてある。悪意があって作られた文書だとは思わないが、国民の意思を問えば、どうなるかは手続の問題でどうでもいいという議論にはいけない。

絶対にこれは許さないと。国民の中で議論が出て、改憲論が出てきたときに、弁護士会というのは、そして弁護士というのは、中身として反対をすと言わなければいけない。そのことを否定する趣旨ではないということを確認させてもらいたい。

もう一つ、決議案に、相互依存関係にある国際社会という表題がある。北東アジアにおいては、中国が経済的にも軍事的にも急速に台頭し、尖閣問題の領有権問題を含め近隣諸国との軋轢も生じていると書いてある。そうしか書いてない。今この国の政府が、戦争をしようとして仕掛けているということななぜ日弁連はもったきちんと言わないのか。少なくとも、その意味を否定しないということ、絶対に会長が最終挨拶の中では答弁してほしい。この国の政府がまたしても、あの戦争政策を再現しようとしている。そのことについて、私たちは、絶対にノーを言わなければいけない。

御尊父が、命を戦争で落とされたという方がいた。私は、深く哀悼の気持ちを申し上げたいが、この機会に私のことも言わせていただく。私の父親は、治安維持法違反で獄鎖につながれた。戦争に反対をすることは、獄鎖につながれるということの意味した。その弁護人を、私の父親は絶対信用しなかった。戦争に反対しない弁護士というのはろくでもない。私が弁護士になろうと思うことについて、否定的な評価をした。そういう弁護士であってはいけないということが、私の中の教訓としてあった。皆さんもいろいろな人生があった。そして、また御家族にもいろいろな戦争の不幸があっただろうと思う。私たちは、戦争を再び起こさせないために弁護士として戦う、行動する、そのことを確認させていただきたいと思う。」

永尾廣久会員（福岡県） 「佐賀の会員、山口の会員が発言したので、近く九州の福岡ということで、この決議案に賛成の立場から意見を述べる。

先ほど、尖閣に中国が攻めてきたらどうするかという話があったが、それは個別的な自衛権でどう対処するのかという問題である。集団的自衛権の行使容認について、弁護士会は、やはり反対すべきではないか。昨年も反対したが、やはり今の情勢でもう一回それを確認する必要があるということだと思う。

そこで問題は、そういう危険な状況が確かに生まれているように思われるが、それは今の高山会員の話にもあったが、政府とマスコミが、一方的に危機をあおり、国民が中国は嫌いだな、韓国人は嫌いだなと思わされている中で、戦争に近づいていくということになりはしないか、その点について、弁護士会は、現実を踏まえた冷静な議論が必要だということで、この決議は作られていると思う。

今日は集団的自衛権ということで、従来の政府解釈を変えると、しかも一方的に変えると。ついこの間まで政府高官だった人が、安倍さんの言うとおりでと本当に戦争になりかねない、これは危険だと。憲法を本当に守る必要がある。

先ほど山口の会員は、何でも反対日弁連に戻るのかということと併せて、こういうことについて日本の憲法第9条の問題だと私は思うが、それはアメリカもヨーロッパも全然歯牙にもかけていないかのような趣旨だったが、今私の認識では、アメリカでもヨーロッパでも、憲法第9条というのは本当に大切だと。

ヘイトスピーチということでいろいろなことを街頭で言って、どんどん戦争にあおり立てる。そういうことを政府がやる、マスコミがやる、一部の国民というか、かなりの人が、それに乗せられている。これをどうしても変える必要がある。

今日の結論は、集団的自衛権の行使というのを政府が一方的に、安倍さんが適当に毎回国会答弁で変えてしまう。それは許さない。日弁連は、是非声を上げていただきたいと思う。」

鈴木達夫会員（第二東京） 「賛成の立場から意見を述べる。先ほど、佐賀の安永会員から出された問題、これは討論がほとんどなされてない。まだ足りないと思うが、一言だけ、戦争とは、別な手段による政治の延長である。

殊更に中国や韓国との対立をあおり、みんなを動員して、マスコミを動員して、戦争しかやむを得ない、国のために領土のために血を流せとやっている、その安倍の戦争政治こそが、今の結果を作っている。

今の日本のこの危機を、アベノミクスも崩壊の瀬戸際だから、乗り切るためには戦争しかないと思っている。希望は戦争だなどと言い出した。そういう安倍の戦争政治をみんなの力で断ち切る。それが今の戦争が起ころうとしている情勢の中における人民の態度ではないか。

ヨーロッパからアメリカの全てのマスコミからアジアにおける最も危険な人物だと、

そういう形で安倍が捉えられている。実際そうだ。だからこの改憲は許してはならない、集団的自衛権などを許してはならない、その点では非常に不十分なことを感じるが、この決議に賛成する。」

議長は、討論を終局し、議案の採決に入る旨宣した。

挙手による採決の結果、第13号議案 宣言・決議の件「重ねて集団的自衛権の行使容認に反対し、立憲主義の意義を確認する決議（案）」は賛成多数により可決された。

〔報告事項2〕特別報告の件

議長は、報告事項2「特別報告の件」として、「法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会の件」及び「秘密保護法対策に関する件」を一括して議題に供した。

神副会長から、法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会の件について、次のとおり特別報告がなされた。

法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会は、2011年6月に設置された。本年4月30日に、事務当局試案が公表され、取りまとめの段階を迎えているという状況にある。

そこで、特に重要な論点である今回の試案の特徴、この試案について議論された4月30日の部会の議論の状況、そして今後の進行等について、説明する。

まず、試案の特徴について説明する。取調べの録音・録画制度については、試案では、裁判員裁判対象事件に限定するA案と、A案の対象に加えていわゆる身柄事件の検察取調べの全件を対象とするB案が併記される形で提示されている。

基本構想やたたき台の段階では、A案、B案、その二つを前提とした第1案、すなわち一定の例外事由を定めつつ、原則として被疑者取調べの対象、被疑者取調べの全過程について録音・録画を義務付けるというものと、第2案、すなわち録音・録画の対象とする範囲は、取調官の一定の裁量に委ねるものとするものがあった。ところが、最終的な事務当局試案では、第2案が削られた。今は、一定の例外事由を定めつつ全過程の録音・録画をするという方向性で議論をすることが打ち出されている。

通信傍受の対象犯罪の拡大については、試案では、従前の要件に加えて、いわゆる組織性要件を加えた。会話傍受制度の新設については、事務当局試案から削除されている。

この他、法廷における被告人の虚偽供述の制裁という論点については、いわゆる被告人に証人適格を付与するという制度が削られ、新たに制裁のない虚偽供述の禁止規定を

置くという形で提案されている。

なお、日弁連が提起してきた証拠のリスト開示、類型証拠の拡大等の証拠開示制度の充実、被疑者国選弁護制度の拡大といった問題については、その実現が見込まれるような状況にもある。

被疑者、被告人の身体拘束に関する指針規定についても、試案では具体的な案文が示されるには至ってはいないが、これを策定すべきだという形で、作業が進められている。

次に、録音・録画について議論された4月30日の特別部会の状況について、報告する。これに先立つ3月7日の部会では、5人の有識者委員から、警察、検察を通じた裁判員裁判対象事件に加えて、検察の取調べの録音・録画を先行させ、その上で広げてほしいというような意見が述べられた。

4月30日の部会でも有識者委員は、A案では狭すぎると相次いで発言した。弁護士委員も、少なくとも導入の行程を示して全事件を可視化するべきだと強調した。

しかし、研究者委員からは、B案に関し、このままでは賛成できないなどという意見が出された。検察・警察推薦委員は、B案には絶対反対だと述べている。警察推薦委員は、第2案も諦めたわけではなく、場合によっては再び主張するということを述べている。

今後の焦点は、制度発足当初において、録音・録画の対象事件をどう定めるのかということ及びこれを全件につなげるためのプロセスをどう保障していくのかにあるかと思う。そこでは、5人の有識者委員が足並みをそろえていくことが極めて重要だと思う。

今後の部会の審議スケジュールは、6月に予定されている3回の特別部会で、主に可視化以外の残された論点について議論し、その上で、6月か7月に特別部会として最終取りまとめが行われるという状況にある。

日弁連としての対応態勢と執行部としての現在の考え方について述べる。まず、特別部会について対応すべき組織として、刑事司法改革戦略会議がある。

この特別部会に臨む方針については、この戦略会議での議論を経て、理事会で決定した新たな刑事司法制度の構築に関する意見書に基づいて活動してきた。

しかし、後に述べるが、現在の状況においては、この意見書のとおり実現することは不可能であり、状況に応じた方針の策定と決断が求められている。

そこで5月の理事会では、2時間半にわたって議論をし、6月の理事会でも議論する予定である。各弁護士会各委員会に対しても、これまでの経過を踏まえて検討をお願いしている。

この間、各弁護士会で意見表明や会長声明、集会の開催、1,000名を優に超える会議有志による特別部会の申入れ等、会員の皆様から様々な支援をいただいております、改めて感謝申し上げます。

日弁連として意思決定をする上で、押さえておかなければならない点について述べる。

一つは、特別部会の委員構成である。今回の法制審議会は、有識者の方々が委員となっており、場合によっては多数派を構成することが必ずしも不可能ではない委員構成になっている。しかし、なお可視化を含め全ての論点について、日弁連の意見が多数派を形成する状況ではないと考えている。

次に、法律制定の過程の問題がある。法制審議会を経て提出される法案は、国家公安委員長を含めた内閣の全員一致によらなければならないとされている。警察庁の強固な反撃があり、そのトップである閣僚の国家公安委員長が了解しなければ、法案にもならないということになるかと思う。

会内には、理想を貫き個別に採決すべきだとし、日弁連が欲しいものは100%主張し、反対したいものは断固として反対すべきだという意見も聞かれる。しかし、日弁連がそうするとすれば、警察も同様に自らの主張をすることになるだろう。

三つ目に、今回の改革を、1989年の松江における人権擁護大会を起点として、当番弁護士制度を創設して、被疑者国選弁護制度の法制化に結びつけ、裁判員裁判を実現して、証拠開示制度を法制化し、直接主義実現につなげてきた刑事司法改革の歴史に位置付けることが必要である。この流れの中で、可視化の実現を始めとする更なる改革を実現することは、弁護人に新たな武器を与え、新たな弁護実践を生み、ひいては冤罪の根絶につなげることができるものと考えている。

特別部会で議論されている事項はマイナス面も含むものであるが、個別採択を求めることは、刑事司法の改革を頓挫させる結果を生みかねない。今求められているのは、最終取りまとめ案をトータルに見て日弁連の求める方向と合致するものにし、一括採決により警察にも可視化を賛成させることであり、それが日本の刑事司法制度を前に進めていくために採るべき道ではないかと考えられる。

その上で、仮に最終の取りまとめ案がプラス面、マイナス面をトータルに評価してもなおマイナスであれば、個別採択を求める選択肢もあり得るものと考えている。執行部としては、現在日弁連の主張が最大限に実現するよう、有識者委員と足並みをそろえながら引き続き、全力を挙げて対応する。情報の提供についても、更に充実させていく。以上のような情勢を御理解いただき、各弁護士会において御議論を重ねていただきたい。

大迫唯志副会長から、秘密保護法対策に関する件について、次のとおり特別報告がなされた。

配布されている資料を御覧いただきたい。

それを踏まえて、現在の情勢について説明する。本年の1月17日に第1回が開催された情報保全諮問会議において、秘密指定の基準や秘密保護法の具体化の作業が進められている。現在は、第2回の開催に向け、政令や運用基準に盛り込むべき事項案等について諮問会議の各メンバーにおいて検討が行われている。今後は、夏頃に政令案等に対

するパブリックコメントの手続が行われることが想定されている。

現在、与党では、国会における監視機関として情報監視審査会を両院に設置する旨の法律案を取りまとめ、国会提出を予定している。この法案は、問題点が指摘されており、慎重な議論が求められている。

日弁連は、こうした動きに注目をして問題点を分析し、各地における活動で利用できるよう、単位会会員に対して情報提供を継続していくつもりである。また、社会に対し秘密保護法の問題性を訴えることを続けるとともに、個別の問題点について、これまで秘密保護法との関係では、あまり連携を取ってこなかったような団体とも連携を深めていきたいと思う。

各弁護士会においても、秘密保護法廃案に向けた取組を引き続き行っていただきたい。とりわけ6月末に締め切りとなっている署名活動や地方議会における請願・陳情については、皆様の更なる御奮闘に期待している。

本日のパンフレット等について入り用の場合は、日弁連に御連絡をいただきたい。

議長は、特別報告及び平成25年度会務報告に関する質疑に移る旨を宣した。

宇部雄介会員（仙台） 「私は、司法修習が貸与制に移行してからの1期生で、300万円の借金を負っている。仲間や先輩と給費制復活を目指す訴訟を提起している。

現在給費制の一部復活も可能性があるのではないかと伺っているが、一方で日弁連では、64期の時のような盛り上がりを感じられないという声が聞こえており、私もそういうふうを感じている。

給費制について日弁連は現状をどのように認識しているのか、また今後、どのようなことを具体的に行っていこうと思っているのか。」

神副会長 「本来は国の費用で給費制がなされるべきだと、私も考えている。その意味で、将来の司法制度を維持するためにも、しっかりと粘り強く、この問題に取り組んでいく必要があると思う。」

岩村智文会員（横浜） 「今特別部会でやっていることで非常に重要なのは、通信傍受法だ。かつて私もこの通信傍受法が決まる法制審議会の刑事法部会で激しくやりあって、負けて、国会に行ったときに大反対運動を起こしたところ、自民党なども含めて、この犯罪は組織的な犯罪、本当の組織しかやらない犯罪に絞るということで、国会で改正された。

だから、警察には非常に使いにくい法律になってしまった。今回警察は何を言ったか。極めて利用しにくい、だから利用しやすいように変えてくれと言った。

この通信傍受法というのは、刑事訴訟法にとって極めて重要な一大変革をもたらすも

のである。にもかかわらず、この委員会で可視化のバランスとして導入されたという発言をした委員がいる。日弁連は3年間かけて国会で反対運動をやって、組織犯罪しか使えないようにした。にもかかわらず同じ刑事訴訟手続に問題のあるもののバーターはあり得るか。絶対私はバーターしてはいけないと思う。全面可視化も、段階的实施していくというが、全事件・全過程にしなければ、警察の信頼は回復しない。日弁連が特別部会の発言をよく正確に、全会員に周知してほしい。誰が何を言ったかということは、きちんと全会員に伝えて、この特別部会に我々はどのような態度で臨むべきか。警察が我々の望むものを全部御破算にして、警察が内閣で勝手なことを言って決めたら、マスコミは黙っていないでしょう。国民も黙っていないでしょう。みんなで一緒に闘うべきでしょう。そういう闘い方をすべきだと、私は思う。」

青木正芳会員（仙台） 「神副会長の話を聞き、大変苦慮している状況は分かった。しかし、残念ながら日弁連がこれまで冤罪問題だとか、代監問題で闘ってきたという歴史的な経過について、きちっと踏まえた発言ではなかったと思う。

日弁連が、今までどんな闘いをやってきたのかということ踏まえてやっていただきたい。昭和57年に拘禁二法が出たときに、各弁護士会が対策本部を立てて頑張ったことについて思い起こし、もう一度これをやろうということでやっていただかないと困る。

鹿児島県弁護士会は、代監廃止の署名のときに100%サインした。その鹿児島県でさえ、まだ志布志事件のような事件が起きている。静岡県では5件の死刑判決の間違ひが出ている。そういう事件がいっぱいあるのが県警の捜査である。

だから、検察官の取調べについて、可視化したってしょうがない。問題は、最初の警察の取調べをしっかりと可視化する。そういう意味で、まず日弁連の冤罪闘争の歴史をきちっと踏まえていただきたい。それから、各単位会のメンバーがどう考えているかということもしっかりと踏まえていただきたい。今全国民が可視化の問題について、日弁連がどう考えているだろう、どうするだろうと注目している。

市民に多く支持していただいて、市民の力を借りて頑張るということで、市民のための弁護士会というふう立ち直るということをしっかりと考えてやっていただきたい。」

議長は、質疑応答の終了を宣した。

村越会長から、次のとおり挨拶があった。

熱心な御議論に感謝申し上げます。議論に関連して3点だけ、簡単に申し上げます。

1点目は、憲法、集団的自衛権の行使容認の問題である。日弁連は、法律家団体であり、法律家団体として憲法論、法律論を更にしっかりと深めていく、そういった立場で提言をし、行動をしていきたいと思っている。法律家団体として冷静な理性的な議論を

して、国民・市民に訴えていきたいと考えている。

2点目は、法制審、特別部会についてである。有識者委員の方々と今までもしっかりとスクラムを組んでやってきた、今後も一緒にやっていくと、これに尽きる。

3点目は、27億円の繰越金についてである。どうやって有効に使うのか、若手を含む会員、弁護士会に還元する方法は何かあるのか、そのために基金化を考える必要があるかどうか。来年度予算編成に向けて、執行部として検討を始めていきたい。

本年度執行部は、大風呂敷を広げたり、声高に叫んだり、あるいは会員に耳当たりの良いようなことを言ったりして、結局何も実現できない、何も獲得できないというようなことだけは、決してしないという考えでいる。地道に、確実に、一步一步改革を進め、着実に成果を積み重ねていくという方針で取り組んでいる。御理解と御支援をお願い申し上げます。

以上をもって全ての議事が終了し、議長が散会を宣し、第65回定期総会は閉会した。

以上

(調査室嘱託 中村 美智子)